

税制調査会（第1回基礎問題小委員会）議事録

日 時：平成26年5月12日（月）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、ただいまから第1回基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開会します。

前に総会でお諮りしましたが、小委員長は私が兼務させていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

この基礎小委は、ディスカッショングループが三つありますが、そこにまたがる課題等について、総会での審議を効率的に行えるよう、論点を整理するために開催するものですので、メンバーは正委員20名とさせていただきました。

本日の議題ですが、9日の総会で外部の有識者の方からヒアリングを行った「働き方の選択に対して中立的な税制等」、これはヒアリングとともにその議論を開始したところですが、今日は最初に配偶者控除に関する議論を行いたいと思います。

次に、法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）で、法人課税のあり方について一生懸命議論いただいています。その中で、法人課税以外の税目に関する議論も幾つか出ています。これを受けて、法人課税改革と関連する他税目についての議論を2番目に行いたいと思います。

議論に入る前に、基礎小委の公開体制について、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

公開体制は、こちらの考えでは、ディスカッショングループと同様に、中立性・公平性等の観点から、会議を非公開とすることが適当と判断する場合を除いて、原則としてマスコミの方に傍聴を認め、公開する。それから、資料は、会議開始と同時にホームページに掲載する。そして、後日、議事録を公開する。なお、インターネット中継は行わない。記者会見は小委員長である私が行くと、このようにしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○中里会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、ここでカメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

では、議題、「配偶者控除について」に入りたいと思います。

まず、事務方から配偶者控除の現状等について御説明をお願いします。国税と地方税を続けて説明いただきます。

それでは、財務省鑑水税制第一課長、よろしく申し上げます。

○鑑水主税局税制第一課長

礎1-1と書かれている財務省の資料に沿って御説明します。

まず、2ページです。前に一度御説明したことがあります、昨年の6月に閣議決定された日本再興戦略において、「女性の活躍推進」という項目が掲げられています。その中で、様々な施策の必要性がうたわれていますが、一番下にあるように、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」と掲げられているところです。

次の3ページを御覧ください。これも先日申し上げましたが、今年1月の産業競争力会議で決定された項目です。今、申し上げた閣議決定と同様の記述がなされています。ファクトについて、ケースごとに御説明します。4ページ以下の「人口・労働」になります。

5ページを御覧ください。労働力人口等の推移です。黄色い棒グラフにあるように、労働力人口は、かつては増加してきましたが、1997年をピークにその後、減少に転じています。今後、少子高齢化の進展に伴い一層減少することが見込まれる状況です。

続いて、6ページです。そうした中であって、女性の労働参加の状況です。赤い線が直近のデータで、左側は女性の年齢階級別労働力人口比率ですが、いわゆるM字カーブのくぼみは緩やかになりつつあります。それから、右側は女性有配偶者の年齢階級別労働力人口比率の推移で、有配偶者の労働参加も進んできています。

次の7ページは、就業率の推移です。男女合わせた就業率は、このところ低下傾向にありますが、このまま放置するとさらに低下が見込まれる状況で、経済再生・参加進展といった施策を講じることによって、今後、就業率の改善を図っていかねばいけないといったことが示されています。

冒頭申し上げましたが、日本再興戦略では、就業率の成果目標が掲げられていて、特に女性のところを見ていただくと、目標、2020年と書いてありますが、25歳から44歳のところで73パーセントといった目標が掲げられています。

続いて、8ページは、家族類型別世帯数の推移です。世帯数は一貫して増加してきており、その分、1世帯当たりの人数が減ってきているといった状況が見てとれます。今後、人口減少が見込まれる中であっても、世帯数自体は増えていくことが現在想定されます。特に棒グラフの下の方にある単独世帯、それから、夫婦のみ世帯といったところがこれから増えていくと見込まれています。

続いて、9ページです。共働き等世帯数の推移をお示ししています。雇用者及び自営業者の共働き世帯という、両方が働いている世帯がこのところずっと増加してきている一方で、男性雇用者と無職の妻からなる世帯は減少傾向にあります。共働きが増えていることが数字からも見てとれます。

続いて、10ページは、男女別所得階層別雇用者割合で、男性、女性、それぞれ掲げ

ています。女性の方を見ていただくと、金曜日の総会の有識者ヒアリングであったように、年収が100万円前後のところ非常に大きな塊がある姿が実態として見てとれます。男性の方は300万円から400万円辺りが一番多く分布しています。

次の11ページは、既婚女性の給与所得者の所得分布で、これを年代別にとってみたものです。20代については、それほど大きなばらつきはありませんが、30代以降になると、やはり年収100万円前後で大きな山ができているのが今の実情です。

ファクトとして御説明しましたが、12ページ以降で論点として掲げています。

13ページは、これまでの政府税調におけるこの問題をめぐる議論の中身を御紹介したものです。配偶者控除は、イからニに掲げるような理由で見直すべきという御意見が多くあったと承知しています。他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきという意見もあったということです。こういったことから、配偶者控除のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられますが、税負担が急激に増えることは避けるべきであって、他の控除の見直し等も踏まえる必要があるといったまとめとされていました。

14ページも前に御説明しましたが、いわゆるパートの方々はどういった課税関係にあるかです。65万円までは給与所得控除を受けられますが、その後、基礎控除が受けられるようになり、103万円を超えると課税所得が発生する状況です。

15ページは、配偶者控除・配偶者特別控除の仕組みをお示しています。適用者数を見ていただくと、現在、配偶者控除は1,400万人程度、配偶者特別控除は100万人程度の適用がされており、国税ベースで見ると、それぞれ減収額は、配偶者控除は6,000億円程度、配偶者特別控除は300億円程度といった状況です。

16ページは、今、申し上げた二つのそれぞれの控除と基礎控除、それから、配偶者の基礎控除を合わせて見た控除水準です。世帯単位で見ると下のような形になっていて、65万円から141万円のところでは、いわゆる二重の控除が発生している状況にあります。

そういったことも踏まえて、見直しの視点として、論点を幾つか掲げているのが17ページです。ただいま申し上げた政府税調におけるこれまでの議論、前回の総会での有識者ヒアリングで、産業、あるいは経済、社会構造が大きく変わる中で、女性の労働参加の問題に限らず、労働市場の構造変化、労働政策、あるいは所得分配政策のあり方、さらに申し上げると、今の我が国の置かれている財政事情、健全化目標といったことも踏まえての論点です。

一つ目は、これも総会の有識者ヒアリングでしたが、働き方の選択に関して、より中立的な仕組みにすることについては、税制だけではなく、社会保険制度や企業の賃金制度といった問題も密接に関わりますが、そうした中であって、税制としてどのような方策が考えられるかという点。

二つ目は、これも総会で会長から御発言のあった家族のあり方については、様々な

考え方があるため、これからの見直しに当たって、家族を形成した夫婦の助け合いを積極的に評価する考え方に対して、税制としてどのような斟酌の方法が考えられるのかという論点。

三つ目は、個々人を自立した納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除によって個々人の事情に配慮するといった現行の仕組みは、将来の構造変化に対しても有効であると考えられるが、その点、どうお考えか。

最後、四つ目です。経済社会構造の変化が今後も予想される中で、所得税が基幹税としての役割を適切に発揮するため、中長期的な視点から、この配偶者控除の問題に限らず、所得税の課税ベース、あるいは控除のあり方について、どう考えたらよいかという点を掲げています。御議論賜ればと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

続いて、総務省の溝口市町村税課長、よろしく申し上げます。

○溝口自治税務局市町村税課長

右肩に礎1-3と書いてある「配偶者控除（個人住民税）」という資料で御説明します。

今、財務省から説明のあった国税と基本的なデータは共通なので、1ページ、「論点」ということで、住民税についての基本的なポイントを掲げています。

2ページには、税制抜本改革法の抜粋を付けています。第7条第2号の中で、個人住民税の性格と、今後の諸控除の見直しについての考え方が示されています。個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的な性格、これを「地域社会の会費的性格」と呼んでいます、これを踏まえて検討する必要があるということです。

括弧2で、諸控除の見直しについては、今、申し上げた地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が、所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であることを踏まえる。その上で、所得税における諸控除の見直しや低所得者への影響に留意する。こういったことが法律上位置付けられているのが個人住民税の基本的な枠組みになっています。

3ページを御覧ください。これも国税と同様、以前に一度御説明した資料で、国税との違いは、給与所得控除の所得計算は、所得税と住民税で共通ですが、基礎控除については、所得税の38万円に対して住民税は33万円です。

4ページを御覧ください。これも以前にお示しした資料で、配偶者控除と配偶者特別控除の適用関係を図にしたものです。先ほど所得税で、適用者数、減収額の言及がありましたが、住民税については、配偶者控除の適用者数が1,400万人程度、減収額が4,800億円程度です。配偶者特別控除については、適用者数が約128万人、減収額が約300億円となっています。

5 ページを御覧ください。これも所得税と同様の形で、上の図が納税者と配偶者を分けて以前お示した資料ですが、下の図が世帯で見た場合の各種控除がどのようになっているかを示したものです。基本的に構造は同じで、65万円から141万円にかけて山がありますが、ここが二重の控除になっている点では所得税と同様の問題が指摘できるということです。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、これから、質疑応答及び意見交換に移ります。御質問、御意見のある方は挙手をお願いします。

平田委員、お願いします。

○平田委員

データを全て見ていませんが、所得階層別の話が出ました。仮にこの諸控除のところを改正する場合に、地域差というか、就業機会も都市部と地域では随分違うと思いますが、その辺りの影響等については、何かデータなどで考慮されたことはあるでしょうか。

○中里会長

事務局、いかがでしょうか。

○鎌水主税局税制第一課長

例えば、給与所得控除について、各地域別にどのような適用状況にあるかといったことでしょうか。多分、データは、国税局単位などで取れると思いますが、今、手元にありませんので、分析はしてみたいと思います。

○中里会長

総務省はいかがでしょうか。

○溝口自治税務局市町村税課長

データについては、今、直ちにどこまで手に入るか分かりませんが、調べてみたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。これは非常に貴重な視点だと思います。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私も、女性が働きやすい社会を作るということに大賛成です。女性が活躍してこそ日本の成長戦略に弾みが付くと思います。ただ、今回の配偶者控除の見直し、廃止、あるいは圧縮で、女性が働きやすくなると、そういった単純な、短絡的なものではないと思います。その意味で、先週の総会の有識者のヒアリングの中で、配偶者控除の見直しについては、保育所の待機児童の解消の問題、長時間労働の是正、あるいは介護のあり方、そういった様々な課題を解決した上で、そういったことを条件として、

配偶者控除の見直しに進むべきだという意見がありました。まさにそのとおりだと思います。配偶者控除の見直しとセットで、女性の働きやすさのハードルとなっている問題について、一緒に課題を議論していく、そういった総合的な視点が求められていると思います。

実際、子育てや介護などをされている専業主婦の方は、働きたくても働けない、様々な事情があると思います。したがって、仮に配偶者控除だけ先行して見直して、そういった本当に弱い立場にある方に過度な負担をかけるような改革は望ましくないと思います。この問題は非常に難しい、幅広いテーマだと思いますので、税調としてもしっかり効果、影響を見極める必要があると思います。

一点、質問があります。先ほども事務局で、世帯数がこれから増えていくという話がありました。仮に、個人中心というよりも、今後、世帯で所得を把握していくことになった場合、その影響の見通し、あるいはよく言われるN分のN乗方式など、そういった方式に伴う影響がどうなのか、ぜひ試算を見せていただければと思います。

○中里会長

事務局からコメントをお願いします。

○鎌水主税局税制第一課長

単純に今の税率を前提として、例えば、2分の2乗方式に変えた場合に、どういった影響が出てくるのか試算は可能だと思います。端的に申し上げますと、いわゆる2分の2乗方式は、片働き世帯の方が共働き世帯よりも有利になる構造になると思いますので、いわゆる女性の社会進出を推進していく上で、政策としては方向感が少し違うのではないかと思います。例えば、夫婦でそれぞれ500万円ずつ稼いでいるケース、それから、夫だけが1,000万円稼いでいるケース、世帯収入として同じですが、2分の2乗方式を採ると、前者の共働きはほぼ影響がない一方で、後者は税率が下がって、大きな減税になりますので、そういった点もよく考慮しなければいけないと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今の御発言ですが、2分の2乗方式について、同じ税率を適用するのであれば、まさに今言われたこととなりますが、夫婦に対する税率表と単身者に対する税率表を変えれば、それとは違う効果が出てくると思います。アメリカの制度は、単身者と夫婦では違う税率表を使っています。財務省の資料で、アメリカは合算と単独の選択制という資料が出ていたかと思いますが、正確に言うと、夫婦でありながら単身の税率表が適用できる場合はかなり制限されているので、結局、合算による税率表を使うことになると思います。その場合、同じような所得の分散があれば、少し不利になりますし、どちらかに偏っていれば有利になります。ですから、その限りでは、今言われたことは正しいと思います。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

意見ですが、女性の労働参加や少子高齢化に対する対策は、先ほど野坂委員も言われたように、成長戦略にとって非常に重要だと思います。ただ、その目的に沿って今回の配偶者控除を縮小するか、もしくは廃止するかが正しいポリシーのアサイメントであるのかどうかに関しては、様々な議論があると思っています、手取りの逆転現象である103万円の壁は、もう既に解消されています。我々も調べていますが、どちらかといえば、社会保険を含めた130万円の壁の方が大きい点を見ると、ある程度のメッセージ的な面はあるだろうとは思いますが、これよりは、どちらかといえば、先ほどの目的に沿うことが重要であるとすれば、様々な意味での対応策というのでしょうか、例えば、待機児童に対する支出に対応するのであればともかくとしても、単純に控除を無くせばよいという簡単なものでもないのではないかと思います。

それから、今の局面認識を考えると、ちょうど今、消費税の引上げ等がある中で、個人に対する、様々な意味での負担が大きくなっていることを考えると、今の時期にこういった対策を早急にするのが妥当なのかは、かなり慎重に局面をにらんで対応する必要があると思います。そういった意味では、一つの議論を進めていく必要はあると思いますが、より幅広く、社会保険、もしくはそれに応じた対応策も含めた議論の第一歩とすることで対応するのが、今の段階では妥当ではないかと考えます。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

配偶者控除の話が、今回の局面で議論のそ上に上がったのは、女性の社会進出、活躍を促進するという話からだと思います。女性の働き方と言えば、そもそも就労するか、しないかという段階の選択ないしは判断と、それから、働けるようになったとして、何時間働くか、どれだけ働くかという二段階の判断があることは、経済学でもそういったアプローチで女性の就労を分析するところがあると思います。確かに各委員が言われたように、保育所の整備など、税制以外の面でのサポートは、どちらかという第一段階、働くか、働かないか、ないしは働けるか、働けないかという段階に一番影響が及ぶものだと思います。就労機会は得たが、何時間働くか、どの程度働くかは、保育所が整備されて、特に夜間まで面倒を見てくれるなら長時間勤務ができるなど、そういった面はもちろんありますが、特に今回、103万円の壁や130万円の壁の問題は、第一段階ではなく第二段階の、就労機会には恵まれている女性が、何時間働くか、幾ら稼ぐかという段階に特に影響を及ぼしています。

ですから、今回、税制調査会で配偶者控除の話で議論するときには、私の意見としては二つあります。一つ目は、103万円の壁は事実上無くなっていることは資料でも明

らかになっていますが、心理的なものも含めて、国民の間ではまだ103万円に何がしかの壁のようなものがある。そういった意味では、国民への広報として、103万円のところで大きな障壁になるような断崖はないと、もう少し周知徹底することが必要ではないでしょうか。むしろ130万円の壁、社会保障制度における問題の方が、就労に関わるところでかなり重要な影響があって、これは政府税制調査会では議論できないかもしれませんが、少なくとも政府の中で、社会保障制度における130万円の壁について、もう少し緩やかになるような何らかの対処、中立的になるような何らかの対処を考えていただかないといけないと思います。それがまず一点目です。

二点目は、礎1-1の資料16ページで図示されているように、配偶者特別控除も影響して、特に下の図ですが、専業主婦の世帯で完全に片稼ぎ、一方は全く稼がないところで基礎控除と配偶者控除が受けられる左の状態と、二人とも配偶者控除を受けずに、十分な稼ぎがあり、それぞれの基礎控除が受けられるという右の状態と比べて、やはり二重の控除の山になっているところ、両者の間にあって、特に控除が手厚くなっているのは、図のイメージからしてもいびつだと思えます。

端的に言ってしまえば、どのような所得の状態であろうと、夫婦二人分の控除が人的控除として受けられる形にする。つまり、山の出っ張っている部分を滑らかにすることを考えてはどうかと、私自身は意見を持っています。もちろん、いきなりこの山を全て真っ平らにすると増税だと言われるなら、どのような所得の状態であろうと、人的控除は夫婦二人分であるという原則を掲げつつ、激変緩和措置などを講じながら、緩やかに、滑らかにしていくこともあるかもしれませんが、原則はやはり夫婦二人分の控除を適用することで考えれば、配偶者控除という名前であろうが、なかろうが、共稼ぎであれば、それぞれが基礎控除を受けることで二人分の控除を受けている形になるという意味では、共通した控除のされ方になっていると言えらると思います。

○中里会長

ありがとうございました。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

今の土居委員のコメントを受けての話になります。同じ資料の16ページですが、いわゆる壁というか、働く意欲に対して影響を与えるのは、配偶者特別控除の減額率のところで、103万円を超えれば、最低税率、例えば、所得税なら5パーセントがかかり、それにプラスアルファで、主たる生計維持者の配偶者特別控除が減額されることで、実効的な税率が上がる。これが要するに、予算制約式で言えば、傾きを緩やかにしてしまい、そこにキックポイントを作ることになります。今、土居委員が言われたように、もしこの部分を問題視するのであれば、配偶者特別控除をどのように滑らかにするか、それは配偶者控除も低くすることを前提に滑らかにするかどうかが一つのポイントになるかもしれません。もう少し大胆なことを言うなら、配偶者控除に代えて配偶者の基礎控除を認めてあげて、配偶者が差し引けなかった基礎控除のところ、65万

円から103万円の部分を主たる生計維持者の所得から引けるようにしてあげれば、フラットになります。ですから、ある意味、世帯内で基礎控除のやりとりができるようになれば、配偶者控除に代えて配偶者の基礎控除を新たに設ければ、実はフラットになりますので、そういった方法もあると思います。いずれにせよ、ポイントは配偶者特別控除の減額率をどう滑らかにしていくかにかかってくると思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

103万円の壁は、合計所得金額が1,000万円以下の人については撤廃されていますが、それを超える人については、今日の資料にもあるとおり、配偶者特別控除を認めていないので、合計所得金額1,000万円の人とはかなりのお金持ちですから、そういった人のことは余り考えなくてよいということだとは思いますが、なぜ合計所得金額で1,000万円を超えると配偶者特別控除を適用できないことにしたかを調べてみてもよいと思います。

それから、佐藤委員も問題にされた16ページは、特に下の図が今回新しく出てきたものかと思いますが、結局、これは二人を足して考えましょうという発想で作られた図なので、夫婦が合算して一つの課税ベースを持っていると考えたと、このような形になると思いますが、それぞれが単独であると考えてロジックを組み立てていくと、配偶者がいる人は、配偶者と生計を共にし、もし配偶者が食べていくことができないときは扶養する義務があるので、それを考慮して38万円を引いているというロジックになると思います。

そして、もう一つ考えておかなければならないことは、仮にこの山を取るような措置を講じたとしても、それぞれに適用される税率が全く違うことがありますので、佐藤委員が言われた予算制約式をどう変えていくのかは、様々な場合があって難しいだろうと思います。

それから、前回の総会での近藤准教授からのプレゼンテーションに対して申し上げたことですが、帰属所得、つまり、家庭内でも、ある程度のドメスティック・サービスがないと、家族は維持できないと思います。そしてそれは、従来、女性が主に担ってきたのかもしれませんが、ジェンダーが今後ニュートラルになっていくとしても、ドメスティック・サービスは絶対に消えません。家族が存在する以上、それは絶対に消えないわけです。そこに対して国が課税するのか。つまり、自分で自分の御飯を作って、価値が高まった、これは包括的所得概念から言えば所得ですが、こういったものに対しては課税しないとしていたので、そのこととの見合いで、配偶者控除をどう考えるかがあるのではないかと思います。中で仕事をすれば課税されない、しかし、外に出れば最初の1円から課税されるとなると、やはりそれなりの不公平感は出てくると思いますし、他方で、帰属所得は、高額所得者の方がはるかに多く発生している

のではないかととも言われていて、所得再分配もしくは公平といった点から、この帰属所得相当部分を多少考慮していくかどうかとも問題にしてもよいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。大田委員、お願いします。

○大田委員

この問題は、よく片働き世帯と共働き世帯の公平性で議論されますが、一人の女性が人生の間で様々な立場になるという観点でも捉えた方がよいと思います。最初は単身で働いていて、結婚して専業主婦になり、その後、今度はパートをしながら共働きになる、あるいは離婚・死別して一人になるといった、一人の女性が幾つかの立場を経験しますから、立場が変わるときに税はニュートラルであるべきで、その間の公平性を変えないことが必要だと思います。この観点から三点申し上げます。

一つ目は、課税単位ですが、この議論では2分2乗や、N分N乗が出てきたときもありますが、やはり個人単位を貫くべきだと思います。

二つ目、配偶者控除や配偶者特別控除といった一つの立場についての控除はやはり止めるべきではないかと思えます。片働き世帯と共働き世帯を比較した公平性はよく議論になりますが、現在は、離別・死別して一人で子供を育てている女性、あるいは男性が結構増えています。一人で子育てしながら働いている人と専業主婦世帯を比べて、専業主婦世帯は配偶者控除が使えるというのは、実際的に考えても公平ではないように思えます。したがって、配偶者という立場での控除は廃止して、代わりに、先ほど土居委員、佐藤委員も言われた、一人に一つ、基礎控除を付与して、自分が使わない場合は、その全額、もしくは一定割合を夫が使うようにするのは一つの考え方だと思います。もちろん、岡村委員が言われたように、帰属所得に課税しないのに控除だけ使えると考えるとアンフェアではありますが、一つの便宜的な考え方として、一人に一つ基礎控除で、自分が使えないときは、全額もしくは一定割合を配偶者が使えるようにするという方法があると思えます。

三つ目に、税は個人単位ですが、年金が世帯単位で、むしろこちらの問題が大きいですから、この問題は社会保障制度と一体となった議論が不可欠だと思います。

○中里会長

中静委員、お願いします。

○中静委員

この議論の基本的なテーマである、女性の就労をどのような形で促していくかで、一体、どういった税制をとり得るのか、その辺りがポイントです。今までの議論に出ているように、100万円前後で女性の方が就業調整をしていて、それをきちんとした形で見直すことが一つ大きなテーマです。一方で、これだけでよいのかという、皆さんと同じ疑問を持っています。待機児童の問題なり、企業内できちんと働けるインフラの整備なり、総合的な政策を考えながら見直していく必要があるので、配偶者控除の

縮小だけの見直しに関しては慎重であるべきだと思います。

もう一つは、岡村委員が話されましたが、ドメスティック・サービスという言葉がありました。専業主婦という言葉自体どうかとも思いますが、主婦の家事労働をきちんと評価すべきだと思います。しかも、最近の女性の中で、主婦に対する願望がかなり多くなっているという結果も出ているようです。家事労働をどのような形で評価できるのか、なかなか難しいと思いますが、この問題をきちんと押さえて、日本にとって家族をどう考えていくか。主婦が大きな役割を担っています。そこは一つ大きなポイントとして、きちんと考えていくべきだと思います。

○中里会長

吉川(洋)委員、お願いします。

○吉川(洋)委員

私の意見は、今の段階では、先ほど高田委員が言われたこととおおむね同じような考えを持っていますが、これから先はややランダムなコメントをします。

一つは、何人かの委員の方が既に言われたとおり、今日のテーマではないかもしれませんが、やはり社会保障と一体で考えていかないと正しい答えは得られないこと。まさにそのとおりだと思います。

それから、基本的な問題で、課税単位を個人にするか、世帯にするか、まさに基本的な 이슈 だと思いますが、私自身はまだ決めかねているところがあって、先ほど大田委員は個人だと言われましたが、いろいろ考えると、世帯もやはり重要なポイントかと思っていて、特に社会保障などだと、例えばですが、今は既に高額医療と高額介護の合算療養費制度があります。おじいさんとおばあさん、医療と介護、それぞれで月々の高額療養費の上限にいつているが、世帯で見ると負担が大きくなるから、それをさらに合算して少し抑えるという考え方です。その他、既に大田委員が言われましたが、社会保障では世帯単位がかなり重いものとして考えられているので、初めに申したとおり、私自身はまだどちらだろうと考えているのが正直なところです。

それから、次の論点で、何人かの方が、専業主婦のドメスティック・サービスを正面から考えるべきだと、これも一つの重要なポイントだと言われました。これは御参考ですが、国民経済計算は内閣府の研究所が行っていますが、少し前に、専業主婦のドメスティック・サービスがどの程度のものか推計していますが、私も正確な記憶はありませんが、日本のGDPは約500兆円ですが、100兆円のオーダーでしたか、かなり大きな数字で、いずれにしても推計値はあります。帰属計算は御承知のとおり、国民経済計算では持ち家の帰属家賃は、どの国も計算していて、非常に大きいのですが、私が知る限り、ドメスティック・サービスをGDPの中に入れていない国はまだないと思います。しかし、推計値はかなりあって、要するに、あるサービスをしているときに、そのサービスをマーケットで調達したら幾らかかるかという方法と、家庭内で、仮に女性がドメスティック・サービスをしたときに、その人が外で働いたら得られたであろう所

得をどれだけ犠牲にしているかという機会費用で推計する方法の二つがあり得ます。岡村委員が指摘されたとおり、後者だと、高所得あるいは高学歴の方のドメスティック・サービスが大きく出てきます。当然のことですが、いずれにしても推計値は存在するので、そうした議論を、税との関係で数字として使うことはある程度できるだろうと思います。

○中里会長

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

私は、この問題で一番優れた論文を書かれているのは大田委員だと思います。私の考え方は吉川委員に近いので、大田委員の論文プラスとして申し上げると、これは課税単位の問題と不可分に結び付いています。所得税は経済力に応じて課税するので、経済力を世帯と個人のどちらで測った方が良いかという、当然ですが、個人で測るよりも、家族で測らないと意味がありません。大体、お金持ちの男性はお金持ちの女性と結婚する傾向が強いので、世帯で測らないと意味がありません。したがって、全てとは言いませんが、ほとんどの所得課税の規定は世帯単位を採ってきました。

それがだめになる原因は何かというと、第二次世界大戦中に累進税率が非常に高くなったこと、それから、もう一つは、これが働き方の中立性ではなく、結婚の中立性を侵し始めたことです。その原因は、女性も働きに出ることによって、男性と女性の両方に所得があると、結婚した瞬間に合算されて累進税率が適用されて高くなるので、つまり、結婚に対する刑罰だと言われて、これはどうにかする必要が出てきました。個人単位にすれば完全に中立になるので、日本は世界で初めてと言ってよいと思いますが、個人単位を導入したのです。

個人単位を導入すると、どのような問題か起きるかという、実は、家族のパターンには、女性と男性がそれぞれ違う職場に働きに行くという共働きの家族だけではなく、農業や自営業者のように、同じ職場で働いて、そこで家事もやっている家族もいます。私の小さい時はそちらが圧倒的で、昭和30年代だと6割がその家族でした。それに個人単位を適用すると、どちらかの所得に帰属させなくてはいけないので、非常に高い累進税率が適用されます。そこで自営業者は非常に混乱して、御案内のとおり、青色から始まり、専従者給与、簡単に言えば、妻が夫に賃金を払ってよいことにしました。そうすると、分割したというか、世帯単位で2分2乗して、所得を分けたことと同じになってしまったので、農業は二人で働いて、二人で家事労働をするかもしれませんが、これは別々で分業しているのと同じなので所得の分割を認めてほしいという経緯で、特別配偶者控除が導入されたと理解しています。

私の考え方から言うと、大田委員が言われたように、日本は優れた個人単位を採っている、個人単位を貫くべきだと考えます。当時は特別配偶者控除があった時で、今のデータは見ていませんが、私の理解では、個人単位を採りながら、家族的配慮も

した規定が非常に多い国は日本とギリシャだけだったと思います。個人単位を採るのであれば、家族がどういった状態にあるのかは余り大きく配慮する必要がないので、少なくとも本人の基礎控除より、配偶者控除を導入するにしても抑えていく方向になりますから、どうしても配偶者控除は抑える方向に働かざるを得ないと思います。

ただ、吉川委員が非常に御心配されているように、働けない事情などがあり、社会保障で選択の自由、貧困といった問題は様々な条件で起きてきますから、そういった条件とセットで考えながら、税によって社会保障を打ち出していく。つまり、控除主義ではなく、手当主義で社会保障に取り組む考え方とセットで考えながら、徐々に減らしていくという方向を目指さざるを得ないと思います。

○中里会長

ありがとうございました。宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

私は大田委員の御意見に全面的に賛成です。先ほど来、子育てとか介護とか、家事の負担とか言いますが、これは別に一人暮らしでもすることで、夫婦だから負担があって、一人だからないというのではなく、みんなやっているわけです。ですから、そこで区別をするのは少し変ではないかと思えます。むしろ、自立した市民として、個人が自己完結をするためには、やはり個人で様々なものを引き受けていくのがあるべき姿ではないかと思えます。控除するのなら有権者としての1票も控除しなければいけません。1票が100パーセント、それぞれ1票で出すのであれば、そこはやはり個人としてきちんと自立した形でなければいけないと思えます。むしろ社会保障の方の世帯単位を個人単位にそろえていく。このようにしないと、社会でこれからどう動くかというときに、様々なところで整合性がとれなくなっていくと思えます。

それから、「共働き」という用語自体も、かつてはそれで成立したかもしれませんが、自立した個人がコラボレーションしているのであって、セットになって一緒に働いているという感覚からいくと、そこに個人の尊厳が無くなっていきますので、ぜひこの「共働き」という表現も改めていただければと思います。

いずれにしても、個人単位で徹底的に制度は作っていくが、世帯にまとめたときに、それが不利益をもたらさないようにという神野会長代理のお話のとおりです。そのような配慮は必ず必要だと思いますし、そのためにもマイナンバー制度が今、整えられつつあるのしょうから、それをうまく組み合わせればできると思えます。ですから、基本は個人の自立だと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。増井委員、お願いします。

○増井委員

礎1-1の資料17ページについて、三点ほど意見を述べます。

三つ目の丸にある、「個人を自立した納税者とする個人単位課税を基本と」する

ことに私は賛成です。理由はいろいろありますが、ライフステージによって一人の人間が様々な家族のあり方に向き合うことがありますし、何よりもシンプルです。これが一点目です。

二点目ですが、二つ目の丸に、「どのような斟酌の方法が考えられるか」と言ったときに、先ほどから佐藤委員や土居委員も言われたような移転控除、使えなかった部分を別の配偶者に移転するという方法が考えられます。これを仕組むときには申告をするインフラをよく考える必要がある。源泉徴収と年末調整に頼って給与所得課税をしている現在のシステムの下でこれがどのように組めるかが一番の課題になると思います。

三点目は、二つ目の丸のところに関係します。夫婦間あるいは世帯内の扶養を考えると、これは神野会長代理の御指摘に関係しますが、現行の制度は世帯にかなり配慮しています。例えば、夫婦で支え合うというときに、サービスや財の移転があっても、扶養義務の範囲内であれば、受け取る側でも非課税です。相続に際してもかなり手厚い配慮がなされています。そうすると、課税単位論だけではなく、税制全体としてどうあるべきかにも関係すると思います。

○中里会長

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

私自身が混乱しているところがあるので、それを整理する意味も含めて、一言だけコメントします。今日の話は全く違った二つの話が混在していて、私は最初、混乱したと思いました。経済学の言葉を使うと、マージナルな議論をしているのか、それともトータルな議論をしているのか。103万円の壁という話を議論しているときには、控除がどうか、それが少し調整されたとか、マージナルな話が前面に出ているように思います。

その話についてまずコメントさせていただくと、財務省の資料10ページの図表ですが、これは残念ながら資料として役に立ちません。つまり、ここに書いてあるメッセージは、50万円から99万円が多いです、100万円から149万円はそれより少ないですといったことだけです。社会保障の話には影響があるかもしれませんが、では103万円はどうかはほとんどここでは読み取れません。経済学的な議論をすれば、先ほどのコーナー・ソリューションだとすると、103万円のところに引っ付いている人がある程度いるかもしれないので、そこを調整すればよい。それは実態の調整なのか、土居委員が言われたようなパーセクションの問題かは別としてです。

ただ、これを見ると、そうでもない話だし、もう少し現実的に考えてみると、少なくとも三つの論点で50万円から99万円の辺りが多い可能性があって、一つは、今言った壁の話で、それ以外に、所得が多い人の妻は必ずしも働かなくても生活が成り立つという、いわゆる家族全体の所得効果という話と、それから、ホーム・プロダクショ

ン、つまり、家庭内の、まさに家族の中での子育てなどにどれだけ価値を見出すかという、この三つがありますから、そこを余り議論しないで、このデータだけ見て、壁、壁と議論することに、少し針小棒大な印象を受けました。

ただ、皆さんが議論したのはそちらの話ではなく、トータルな話、例えば、世帯数がずっと変わってきて、いわゆる単身世帯など、人生の中でそういった時期が非常に増えてきているときに、夫と妻と一緒に家計を営む割合が多かった、かつての時代とは違った中で、それをフェアネスと言うのか分かりませんが、そこはやはり分けて考える必要があります。制度設計では恐らく後者の方が大事なのですが、個人か家族かという話をするときには、吉川(洋)委員が言われたように、社会保障も大事だと思いますし、他の大きな、様々な問題があると思うので、ここでどこまで議論できるかという問題があると思います。いずれにしてもマージナルとトータルの話に分けて考えなければいけないと申し上げます。

○中里会長

ありがとうございます。田近委員、お願いします。

○田近委員

既に様々な意見が出たので、できるだけ重ならないところで申します。まず、個人単位と世帯単位のどちらで掛けるかという議論がありましたが、これはそれぞれの国の長い歴史的な制度で、今、フランスで世帯課税を見直せと言っても見直せるはずがないし、アメリカで選択制を見直せと言っても見直すはずはありません。だから今のままで良いと言いたいわけではありません。ただ、日本で2分2乗を導入すると、大田委員、吉川委員も言われていましたが、働いていない配偶者の家庭内労働の価値をどう評価するか、帰属所得をどう評価するかという問題は避けられないと思います。それが単身で働いている人との不平等、あるいは共稼ぎでやっている人の不平等という言葉を経済的に翻訳して、2分2乗的に考えてしまえば、働いていない配偶者の家庭内の所得、労働が評価されないままでよいのか、これは残ってしまうと思います。ですから、その大きなバリアを考えると、ここで世帯か、個人かという議論は突破できない課題だと私は思います。

それから、そもそも個人所得税の控除をどう考えるかという問題が、税制では正面にあると思います。なぜ103万円かというのと、38万円プラス65万円ですが、給与所得控除が大きいことが問題、それが一点です。それから、女性の労働供給との関係では、実は130万円のように、手当があるところから社会保険料の負担が始まってしまうところがあります。あとは第3号被保険者という選択もあるので、女性の社会進出のために配偶者控除を見直せという議論の仕方ができるのか、そもそも背後に基本的な問題を抱えていると思います。

したがって、控除という観点から我々が見たいのは、配偶者控除で、片方の、例えば所得を得ている夫の所得階層別に、どの程度減税の恩恵を受けているか、そのデー

タが私は要ると思います。高所得の人の妻は働いていないとすると、限界税率が高いですから、より多くの減税を得ています。ですから、実態的には、配偶者控除で相対的に多くの利益を得ている人は高額所得者だと私は思います。

といったことを全て合わせて何を言いたいのかというと、まず、今の個人課税を世帯にという議論は、ここで意見をまとめていくには相当難しいし、経済学的に考えてもおかしいです。所得控除については、片方の配偶者の所得を見て、どの階層の人がどの程度の控除で減税の利益を得ているかというデータもぜひ出していただきたいと思います。そういったことを含めて、実態からどう考えていくのか。結果的には、今よりもどう縮小していくのかという話になっていくのだと思います。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

家事労働の評価で、この場では誤解がないと思いますが、一般に誤解されることがあるので、一言申し上げます。

家事労働の評価をきちんと認めることは、夫が妻にそれだけの報酬を明示的に払って、妻のその所得に対して課税することになります。夫からはその分、コストが引かれます。よく家事労働を評価すべきだ、だから配偶者控除が必要だという議論になりますが、むしろ逆です。認めたら、妻は所得が発生して、その帰属所得に課税することになりますので、むしろ逆だということだけは一言申し上げておきます。

○中里会長

ありがとうございます。吉川(洋)委員、お願いします。

○吉川(洋)委員

間違っているのかもしれませんが、夫が1,000万円受け取っていて、専業主婦の妻が、実はドメスティック・プロダクションをしている場合には、例えば、300万円分であれば、夫が300万円の賃金を払います。

○大田委員

妻に払うと認識します。

○吉川(洋)委員

そうではなくて、推計されていないから、帰属家賃と同じで、奥さんが300万円をつくって、それで自己消費しているので、家計の所得が1,300万円になっているという話ではないかと思ったのです。

○大田委員

世帯単位ならそうですが、個人単位課税ですから。

○吉川(洋)委員

その場合でも、夫がという話とは少し違うと思います。よく分からないですが、細かい話ですので、それは後にします。

○中里会長

この議題だけではありませんし、多分、様々な考え方はあると思いますので、次に行きましょう。常に忘れてはいけないのは、働きたくても働けない人がいることと、働いている方の中でも、200万円や300万円も稼げるなら働きたいと思いつつも、そのような機会がない方がいることも常に頭に入れて考えなければいけないと思います。そうすると、税制だけではどうにもならないところが出てきますから、今後、少し時間をかけて、幅広く検討していきたいと思いますので、その際にまた様々な理論的な検討もしていきましょう。

それでは次の議題、「法人課税改革と関連する他税目議論について」に入ります。

法人課税のあり方の議論に関連して、これまでに法人課税以外の税目に関する御意見等も出ていますが、本日は、資本所得課税、給与所得控除、銀行税等、個人住民税、固定資産税を取り上げたいと思います。

まず、事務方から、現行制度や諸外国の制度等について御説明をお願いします。国税、地方税の順番に続けて御説明いただき、後でまとめて議論を行います。

まず、財務省の鎌水税制第一課長及び富安税制第三課長、お願いします。

○鎌水主税局税制第一課長

「資本所得課税等」と書かれた礎1－4の資料で御説明します。

大きく二点あります。一点は配当の関係、もう一つは、前回の法人課税DGでもありましたが、法人成りの関係での給与所得控除の関係の資料を付けています。

まず、資料の2ページです。所得税収の推移で、全体の傾向を示していますが、下の棒グラフの部分について次の3ページで拡大しています。

この部分は、いわゆる分離課税分の税収の推移で、土地等、株式等の譲渡益、それから、配当、利子についてそれぞれの水準を時系列的にとっています。かつてバブル期は利子も高い時代がありましたが、最近では非常に利率が小さくなっていることに伴い、税収も減っています。それから、配当については、途中、2000年代の前半辺りから税額が大変多くなっています。この要因はいろいろ考えられますが、一つは持株会社が非常に使われるようになって、その持株会社の配当が増えたことが考えられています。

次の4ページを御覧ください。これまでの政府税制調査会において、配当や利子の関係の考え方を整理したものです。

平成12年7月の答申には、利子についての考え方、それから、配当については、事業参加的な所得の性格を有する面もあるので、必ずしも利子とイコールではないという点が指摘されています。

一方で、平成16年6月には、金融所得という性格に着目すれば、分離課税といった形で配当も捉えられますが、一方、大口株主については必ずしもそれが当てはまらず、総合課税を維持すべきという考え方がとられてきています。

次の5ページは、株式の配当課税の概要です。大きく二つの区分があり、上場株式の配当で大口の株主が支払いを受けるものを除いたものについては、申告分離課税と総合課税の選択制になっています。一方で、大口株主と非上場株式の配当には総合課税が採られているのが今の課税の仕組みです。

6ページは、いま申し上げたことを絵にしたものですので、説明は省略します。

次の7ページでは、配当・キャピタルゲインに係る税率の国際比較を掲げています。トータルとして見ていただくと、日本は諸外国に比べて、総じて配当あるいはキャピタルゲインについては低めだと思えます。例えば、フランスで言うと、最近では総合課税に一本化されていますが、非常に高い税率が適用される状況になっています。

8ページは、いま申し上げたグラフを表にしたものですので、説明は省略します。

9ページでは、申告納税者の所得税負担率というグラフを掲げています。横軸は合計所得金額、縦軸で負担率をとっています。一定の水準を超えると、トータルとしての負担率は低下傾向にあるといったことで、これもよく国会で指摘されている資料ですが、その原因は、点線で示すように、合計所得金額に占める株式譲渡の占める割合が高額所得者ほど大きくなることで、この税率が低い部分を反映して、一定の水準を超えたところから負担率が減少する傾向が見てとれます。

続いて10ページです。一方で、配当のみならず、金融所得課税については、一体化が進められてきています。現行では、株式の譲渡益と配当については、損益通算が可能で、共に20パーセントの税率となっていますが、これが平成25年度改正後の平成28年1月1日以降は、公社債の利子や公社債の譲渡益まで含めたところで損益通算が可能になり、税率も20パーセントでそろえることとなります。そのほか、利子や非上場株式等とも税率ではそろっている状況になります。配当についてこれからの課税を考えていくに当たっては、こうした一体化の観点からも、併せて検討しなければいけない課題だということです。

11ページは、抜本的な税制改革に向けた基本的考え方です。平成19年の政府税制調査会において、金融所得課税について考え方を整理したものですので、御参照いただければと思います。

12ページは、いま申し上げた株式の配当に始まり、預貯金の利子等について、それぞれ現行の課税方式を整理したものです。以上が配当の関係です。

続いて、法人成りの関係で給与所得控除の資料を掲げています。

政府税制調査会のこれまでの議論の経緯を14ページに付けていますが、トータルの流れとしては、我が国の給与所得控除は、概算控除の水準として、諸外国に比べて高い水準にあること、それから、実際に必要経費として見込まれる額よりも相当程度手厚い措置がなされていることが累次にわたって指摘されていて、これについて、近年の改正で、それぞれ是正措置、適正化を図ってきています。

まず、平成24年度税制改正では、下から三つ目ですが、給与収入が1,500万円を超え

る場合の給与所得控除について、頭打ち245万円という上限を設定しました。

それから、抜本改革法でも、そのあり方について検討するという記述がされて、平成26年度税制改正では、いま申し上げた上限をさらに引き下げること、平成28年分、平成29年分からそれぞれ行うことが法律で定められています。

次の15ページは、前に一度御説明しましたが、トータルの収入に対して、どのような控除が受けられているかを図示したものです。給与所得控除は左側にあるとおり、約60兆円の控除水準で、控除の額としては極めて大きいものになっています。

16ページは、給与所得控除の制度について、これまで行われてきた改正の中身、あるいはその全体の概要について図示したものです。

次の17ページです。政府税制調査会では、同族会社の役員に関する給与所得控除の問題についても、かつて考え方が整理されています。下の方を見ていただくと、「同族会社の役員に対する報酬等について給与所得控除が認められていますが、一般の被用者とは相当に事情が異なるにもかかわらず、被用者に対する『他の所得との負担調整』の性格を含んだ給与所得控除の適用を認めるのは適当ではないとの御指摘がありました」と、掲げられています。

18ページは、前回の法人課税DGの、法人成りの議題での資料と同じものです。右側の個人事業主が、法人成りしてオーナー企業になると左のようになり、給与所得控除相当分だけ課税ベースに不均衡が生じることになるというものです。

19ページは、サラリーマン、勤労世帯が、実際にどれほど必要経費と思われる支出をしているか、それと比べて給与所得控除がどの程度高い水準にあるかを示したものです。例えば、平成25年の年間収入の第5分位の階級、平均収入額を枠で囲った約1,000万円のところですが、ここで経費として想定される額は約50万円弱の48万円といった数字になっていますが、実際、給与所得控除としては200万円を超える控除が受けられる状況になっています。

最後は諸外国との比較です。それぞれ概算控除の仕組みがあるドイツ、フランス、アメリカと比較すると、日本は相当程度高い水準にあることを示しています。

○富安主税局税制第三課長

続いて、礎1-5の資料を御覧ください。以前の法人課税DGで、税率の引下げと関連して諸外国で銀行税の導入等が行われているという話がありました。

1ページを御覧ください。イギリスの銀行税です。リーマンショックへの対応として、リーマンショック後のイギリス、あるいは諸外国でもそうですが、銀行の経営に対して国民の間で一定の批判があったことから、イギリスでは、2011年1月1日から、銀行のバランスシートを課税対象とした銀行税を導入しています。

導入目的は、二つ目の丸にあるように、経済危機に係る幅広いコストに対応するための費用を銀行等に負担させることです。

絵を御覧いただくと、課税ベースのイメージは、色を塗ったところで負債と資本が

ありますが、その負債の中から預金保証された小口預金を除いたもの、それから、資本の中からTier 1に係るものを除いたもの、これを課税対象として税率を適用することで、金融セクターに対して低リスクの資金調達手段の選択を促す効果があると考えられます。

なお、これに関連して、英国では、オズボーン財務大臣等は、これまでの法人税率の引下げに関して、銀行分に対して利益を共有させる意図を有しているものではない、したがって、引下げによる利益を来年度以降、銀行税率を0.142パーセント引き上げることで相殺すると、2013年3月の財務大臣スピーチで言われています。その後、2013年12月の税務当局のレポートにも同様の記事があります。

2 ページを御覧ください。ドイツの銀行負担金です。一つ目の丸にあるように、銀行負担金の創設が2011年7月より導入されました。

二つ目にあるように、導入目的は、金融機関の存続危機あるいはシステミックリスクに際し、金融安定化のために資本注入や保証の提供等を行う金融再生基金を設立し、その原資とすることです。

課税ベースのイメージですが、絵を御覧ください。まず、色を塗った負債と資本、それぞれから白塗りの預金や自己資本を除いたもの、それから、下にあるデリバティブの名目元本に一定率を掛けて負担額を出します。ただ、その負担額には上限があり、その下に絵がありますが、今の①足す②の負担額の5パーセント、あるいは斜めの線は営業利益の20パーセントとなっていますが、それが負担上限として課税されています。したがって、外形的な要素と利益に対する課税という要素の両方が合わさっています。

3 ページを御覧ください。フランスの銀行システミックリスク税です。同様に2011年1月から導入されています。課税ベースは、絵を御覧いただくと、①の資産と②の粗利益の15パーセント、これを右側の点線で囲んでいるように、掛ける8パーセントとして最低所要自己資本を出して、それに税率を適用しています。

4 ページを御覧ください。留保金課税の関係ですが、前々回の法人課税DGで、例えば、投資促進という観点からは、留保金課税のようなものが考えられるのではないかというお話がありました。これは先週の法人課税DGで説明した資料と同じものです。これは特定同族会社を対象となっていますが、同族法人以外の一般法人にも適用していくことで、内部留保よりも配当、あるいは内部留保よりも経費となる投資や給与などにより効果が上がることが考えられると思います。

○中里会長

ありがとうございます。総務省の溝口市町村税課長及び村手固定資産税課長、お願いいたします。

○溝口自治税務局市町村税課長

それでは、礎1-6の「法人課税改革と関連する他税目議論（地方税）」という資

料に基づいて御説明します。

まず、個人住民税の関係ですが、2ページを御覧ください。改めて、個人住民税の概要を付けています。先ほど申し上げたように、個人住民税には、広く住民が地域社会の費用を分担するものとして、市町村民税と道府県民税があります。下の樹形図にあるように、均等割、所得割、それから、金融所得関係として利子割、配当割、株式等譲渡所得割があります。

均等割については、表の下に米印がありますが、平成26年度から、いわゆる復興財源確保のための引上げが、市町村、県、それぞれで行われて、今年度から市町村民税は3,500円、道府県民税は1,500円が標準税率になっています。税収が全体で2,900億円程度、また、納税義務者数は6,000万人程度です。

所得割は、後で御説明しますが、所得に対して一律10パーセントを掛けるもので、市町村民税6パーセントと道府県民税4パーセントの計10パーセントが標準税率です。税収としては11兆4,300億円程度で、納税義務者数が5,500万人程度です。

下の三つの、利子割、配当割、株式等譲渡所得割は、後でも御説明しますが、税率は5パーセントで全体税収が2,800億円程度。所得税の方でも説明されていますが、所得税と合わせて20パーセントの源泉分離課税がされています。これは道府県民税として特別徴収されていて、そのうち5分の3相当が市町村に交付される仕組みです。

3ページは税収の推移で、全体で12兆円程度の税収になります。平成19年度に3兆円の税源移譲が行われたため、平成18年度から平成19年度にかけて税収が3兆円程度大きく伸びています。

次の4ページは、所得税の方でもありましたが、主な分離課税分の税収について時系列で並べたものです。バブル期には2.8兆円程度の税収がありましたが、最近で申しますと4,000億弱程度の税収規模になっています。利子割と配当割、それから株式等の譲渡所得と土地等の譲渡所得がこの数字の基になっています。

5ページは、以前に一度御説明したことがありますが、個人住民税の税率は、以前は多段階になっていましたが、先ほど申し上げたように、平成19年度以降は一律の10パーセントになっています。直近の制度では、平成11年度分から平成18年度までが三段階で、5パーセント、10パーセント、13パーセントとなっていました。6ページを御覧いただくと、平成19年度から10パーセントを超える3パーセント部分を国に移して、国から逆に5パーセント分が地方に移譲されることで、一律10パーセントの比例税率化となっています。上の四角囲みにあるとおり、これは平成18年度税制改正の政府税調の答申ですが、個人住民税については、応益性や偏在度縮小の観点から、所得割の税率をフラット化するといった考え方が示されて、このような比例税率になっています。

7ページは、金融所得に係る税率を一覧表にしたものです。上の四角囲みにあるとおり、個人住民税の税率は10パーセントの比例税率、これは給与所得等に適用されま

す。これが基本にあるのですが、ここに挙げたように、利子、配当、株式等の譲渡益等に係る税率は、比例税率化前の最低税率に合わせて、原則 5 パーセントとなっています。下の表は、左が住民税、右が所得税で、基本的に合わせて20パーセントですが、利子あるいは上場株式等の配当、それから、株式等譲渡所得の税率は、給与所得等その他の所得の標準税率が10パーセントであるのに対して、5パーセントという低い税率になっています。

8 ページは、先ほども御説明しましたが、税制抜本改革法です。重複を避けて述べますと、第7条第2号ニの(1)で、「税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、比例税率を維持することを基本とする」ということが法律上、位置付けられています。

9 ページです。先ほど来、所得税の方で給与所得控除について説明がありました。これは給与所得者について、どのように所得割を計算するかというフローチャートです。一番左に前年中の給与収入があって、ここから給与所得を計算するとき、いわゆる給与所得の金額の計算をしますが、ここは所得税と同一の計算をすることになっています。例えば、実際に法律が改正されて行われることになっている給与所得控除の見直しについても、住民税についても同様に適用されることになっていて、このような形で給与所得控除の問題は、所得税と連動しているのが個人住民税の制度です。

○村手自治税務局固定資産税課長

次に、固定資産税について御説明します。10ページからです。

11ページを御覧ください。固定資産税の概要をまとめています。固定資産税は、昭和25年のシャープ勧告を契機として行われた地方税制度の根本的改革に伴い創設されたものです。土地、家屋及び償却資産という固定資産の保有と市町村が提供する行政サービスの間の受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて課税する財産税です。どの市町村にも多く存在する固定資産を客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目とされています。

その下の表に概要を掲げていますが、8番の税収は、平成24年度決算額で申しますと、8兆5,000億円ほどで、市町村の税収の約4割を占めている基幹税になります。

12ページに年度の推移を掲げています。中立的で景気の変動の影響を受けない安定した財源として収入されている状況が御覧いただけると思います。

13ページを御覧ください。政府税調でも、土地について、商業地の特例や住宅用地の特例についての議論がありましたので、これについて触れさせていただきます。

土地については、平成6年度に地価公示価格の7割評価が導入されています。平成5年度までは、各市町村間、各土地間で評価水準に大きな差がありました。また、公的評価間でも大きな差がありました。また、全体的に地価が高騰するときに、なかなか評価額が上げられない市町村もあって、評価水準が相当低下していたという状況もありました。こうした中で、平成元年に土地基本法ができて、公的評価間の

均衡をとるため、固定資産税評価については、地価公示価格の7割を目途に評価していく形になりました。

その時に留意すべき点として、政府税調から答申が出されています。参考のところにその時の答申を掲げています。基本的に評価の均衡化・適正化を図ろうとするものであることから、それに伴う納税者の税負担については、評価替えの状況を勘案しつつ、前年度の税額を基礎としたなだらかな負担調整措置、住宅用地に係る課税標準の特例措置、住宅用建物に係る経年減価、住宅用地に係る都市計画税の負担のあり方等の見直しを行い、税負担に急激な変化が生じないように、総合的かつ適切な調整措置を講ずるべきとされています。

これに従って、平成6年度に7割評価を実施しましたが、課税の項目を見ていただくと、①緩やかに課税標準額を上昇させる負担調整率を採用、それから、②住宅用地への配慮として、住宅用地の税負担の緩和を図るため、それまでであった4分の1、2分の1に課税標準を抑える特例をさらに深掘りして、6分の1、3分の1にしています。また、平成9年度以降は、さらに負担水準の均衡化、調整が強められて、②負担水準が一定以上の土地について、課税標準額を引き下げ、または据え置く措置や、③商業地等の課税標準額について上限の設定がされました。これにより、原則的には地価公示価格の7割の評価額に税率を掛けて税額を算出するものですが、商業地等、また住宅用地については、課税標準額が抑えられた状況になっています。

14ページは、それを絵で表したものになります。左が商業地等の宅地、真ん中が小規模住宅用地、右が一般住宅用地です。商業地等については評価額の60～70パーセント、住宅用地についてはそれぞれ6分の1、3分の1を上限と設定して、負担調整で近づけてきています。おおむね負担調整がこれに近づいてきているので、こうした特例についても負担の公平、均衡化の観点からどうしていくか、課題になります。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、質疑応答及び意見交換に移りたいと思います。御質問、御意見のある方は挙手をお願いします。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

では、三点ほど申し上げます。順番は逆になりますが、まず、固定資産税は、地方の安定財源であり、基幹税源であることと、土地の効率的な利用の促進であるなど、地域経済を活性化したときに、その成果を反映させやすくするためにも、土地の評価はできるだけ市場価格に近づけること。特に課税標準額で、小規模住宅などについてはまだ乖離している状況なので、基本的には、課税標準額を少なくとも評価額に近づけていく必要があると思います。一定の配慮が必要であることは分かりますが、できるだけ市場価格を反映しやすくすることは不可欠だと思います。その意味で言うと、

固定資産税を充実させていくことが基本だと思います。

それから給与所得控除ですが、法人成りの問題もあるので、ある程度上限を課していくことは必要だと思います。今回の議論になるかどうか分かりませんが、我々がもう一つ考えなければいけないのは、公的年金等控除との関係で、つまり、給与所得控除と世代間のバランスも考えると、まずは給与所得控除に手を付けることは必要だと思いますが、公的年金等控除も考えないと、世代間での所得税の不公平の問題になりかねないと思います。

それから、金融所得課税は、基本的には法人税を下げるのであれば、法人段階での資本所得課税を軽減するわけですから、個人段階では強化するのは筋だと思います。ただ、一体化が前提なので、利子所得ももちろん併せて考えないといけません。

それから、前回の法人課税DGでも申し上げましたが、配当に対する二重課税の問題は考えておく必要があると思います。中小企業に係る資金調達は大抵国内に限定されるので、国内での法人税と所得税という二つの税金を納めることとなります。多国籍企業の場合だと国際的に資金調達できるので、この問題は決して重要ではないとよく言われますが、中小企業への配慮を考えると、配当への二重課税については、配当課税全体を課税強化することを前提にすれば、少し考えなければいけないと思います。

○中里会長

ありがとうございます。土居委員、どうぞ。

○土居委員

順不同ですが、まず固定資産税については、佐藤委員の御意見と全く同じです。さらに申し上げると、税制調査会としても、土地に対する固定資産税と、家屋や償却資産に係る固定資産税は、違う意味を持っているので、もう少しきちんと分けて議論すべきだと思います。特に償却資産に係る固定資産税は、企業に対する課税になっていますから、基本的には土地とは性質を異にするもので、地域を超えて移るおそれがありますから、そこは違うものだと踏まえた上で議論すべきだと思います。土地に係る固定資産税は基幹税でもあり、かつ受益関係に着目しているという意味で応益課税であることは、税制調査会としても、これまで以上に強調してよいと思います。そのような意味では、法人課税の議論の中で、地方の法人課税は応益課税だとおっしゃいますが、応益課税としての本丸は土地に係る固定資産税と、あとは個人住民税だと言うべきだろうと思います。

それから、他の論点ですが、給与所得控除が話題になりました。確かにオーナー経営者に対する給与所得控除の問題はこれまでも法人課税DG等でも問題にしていました。ただ、オーナー経営者だけを焦点にして給与所得控除を調整するのはなかなか難しいものがあると私は思います。そのような意味では、多くの国民が給与所得者として利害関係者になってしまうことを恐れずにあえて申し上げれば、給与所得控除という形

態を改める必要はあると思います。

一つの方向性としては、概算控除ではなく、実額控除の方へよりシフトさせていくことだと思います。ただ、それだけでは私自身は不十分だと思っているのは、特に礎1-4の資料15ページにあるように、そもそも給与所得控除と公的年金等控除は、所得控除と言いながら、実際には所得控除ではなく、所得を計算する段階で頭から控除される性質になっていることです。

これは二つ問題があると思っています、まず、私もそうですが、源泉徴収されている給与所得者にとって、全然、給与所得控除のありがたみというか、そもそも所得がそのように控除されているという実感がないまま控除されてしまっていることです。先ほど来議論がある配偶者控除は、まさに人的控除として、所得税の計算上、所得控除として控除されますが、この給与所得控除の形態は、そもそも所得金額を計算する段階で差し引きされてしまう控除ですから、そのような意味で、本当に控除がそこにあるという実感がないまま、所得税の計算が行われています。ですから、私が思うには、給与所得控除を無くすというと、すぐサラリーマン増税だという批判が出てくるので、そうではなく、少なくとも所得控除化するというか、実態として、そこで控除が効いていることを明らかにすることを考えて、税額は同じであれば、控除されているのだから、特に変わったことではないだろうというアプローチの仕方もあると思います。

もう一つは、合計所得金額を計算する上での問題があります。特にこれから高齢化して社会保障の負担をどうするかという問題が出てくるので、今の我が国の社会保障では、社会保険料の計算などで合計所得金額という概念が多用されています。ところが、給与所得控除は公的年金等控除とともに、所得金額を計算する前の段階で控除されていますから、合計所得金額の中には、給与所得控除で控除された分はカウントに入っていないことになっています。実際は給与所得として得た収入から、所得税法上の規定により給与所得控除で控除されてしまっている分、合計所得金額は少ない額で計算されることとなります。その合計所得金額に応じて社会保険料の負担が決まるので、税制が社会保険料負担への歪みを増幅させている部分もあると思いますから、控除を全て無くすと増税になってしまうという意味では、国民が当然強く反対する可能性がありますから、少なくとも所得控除の形態を取るか、ないしは税額控除で調整する方法もあると思いますが、別の形態の控除の形に変えていくことにして、もう少しフェアにこの給与所得控除の議論ができる制度的な背景を作っていく必要があると思います。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

資本所得課税のところで意見を申します。一部、佐藤委員が先ほど言われましたが、法人課税DGの方で、様々な方法で税収を確保しつつ、法人税率を下げたいという議論

をしています。法人税率が下がったときに、企業の税引き後の利益は上がるので、それが配当に回り、あるいは内部留保が増えることで、キャピタルゲイン、株価が上がっていきます。そういったことを考えると、資本所得サイド、つまり、株式等の配当、キャピタルゲイン課税を同時に強化する必要があると思います。今、税率20パーセントの分離課税ですが、世界的に見て、金融所得の一体課税をしているどの国を見ても、20パーセントではないだろうと思います。仮に25パーセントぐらいに引き上げた場合、これは質問ですが、総務省の資料に、利子割、配当割、株式等譲渡所得割が税率5パーセントで2,800億円とあります。財務省のお答えでもよいのですが、利子、配当、キャピタルゲインを合わせて1パーセント当たり税収がどの程度でしょうか。

それから、配偶者控除の議論をしてきましたが、もう少し大きな目で見なければいけないと思うのは、財務省の資料15ページ、これが総合課税ベースのイメージとのことですが、課税対象となる収入が250兆円あって、課税所得が110兆円になっています。その中で、配偶者控除は5兆円です。このような全体からの視点も必要だろうと思いました。これを見れば一目瞭然で、先ほど来議論している給与所得控除が大きな問題です。それから、それと合わせた公的年金等控除をどうするか。控除額が14兆円ですから、配偶者控除に対して3倍ぐらいあります。議論の重さというか、総体的な比重を考えると、税調としては配偶者控除を決め打ちで議論していても様々な意見があり、なかなか集約できない。ですから、課税ベース全体をどう見直すかという中の議論も必要だと思います。その二点です。

○中里会長

事務局の方で、今、コメントできるでしょうか。

○田近委員

税収の方はすぐ分かるのではないのでしょうか。

○中里会長

事務局、お願いします。

○溝口自治税務局市町村税課長

主たる分離課税分の税収については、平成24年度決算ベースの数字で申しますと、所得割の計算を除いて約2,800億円と2ページに書いていますが、全体では4ページの4,000億円程度になります。したがって、1パーセント当たりだと、800億円程度になるかと思います。

○田近委員

ということは、5パーセントで4,000億。

○平嶋自治税務局審議官

ただ、金利が非常に低い水準になっているので、金利が上がればもう少し税収は増えるかと思います。

○田近委員

分かりました。

○平嶋自治税務局審議官

約2,800億円は平成24年度ベースの数字です。現在は、配当割や株式等譲渡所得割の税率が、10パーセントから20パーセントに上がりましたが、上がる前の実績で約2,800億円と書いています。現在の20パーセントという税率で考えると、地方税は3パーセントから5パーセントに上がっていますので、もう少し税収は増えることになるかと思えます。

○田近委員

分かりました。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

コメントですが、基本的に、今の環境認識の重要性について申し上げます。特に資本所得課税と銀行課税のところですが、そもそも今回の法人税の改革が、アベノミクスにおける日本の立地競争力や、日本の株式市場へ海外投資家から魅力を高めるといふ成長戦略の象徴的なものであることを考えると、法人課税との関係が深い資本所得課税の見直しを行うことは当然理解できますが、今の環境における株式市場の重要性を考えると、ようやく回復が出てきた中で、悪影響を与える可能性がある課税に関しては、相当慎重に対応する必要があると思えます。

それから、資本所得課税の見直しでは、例えば、これまで進められてきた金融所得課税の一体化や、政府がうたう貯蓄から投資へという流れ、こうしたものとの整合性を確保する必要があると思えます。

それから、銀行税については、私もここ5、6年、よく海外の事情を見てきましたが、欧米では確かにサブプライム問題、リーマンショック後の金融危機での教訓を踏まえて、銀行の過度なリスクテイクを抑制する観点から重要だったと思えます。一方、今の日本の環境を考えると、長年にわたるデフレからの脱却の中で、逆に銀行にリスクテイクを促していかなければいけない状況にあると思えます。銀行税への状況は過度な信用拡大が生じた日本の1990年代には生じ得たかという局面だろうとは思いますが、今の状況とは全く環境認識が違ふと思えますので、もちろん幾つか議論すべき軸はあると思えますが、環境認識という点では、そもそもの今の環境に従ってあるべき議論をしておく必要があると感じています。

○中里会長

ありがとうございます。大田委員、お願いします。

○大田委員

地方税について、行政サービスの負担を住民全体で担っていくという考え方からす

ると、個人住民税と固定資産税にしっかりと求めていくこと。投票権のない企業に過度の負担を認めないことがあるべき考え方だと思います。

固定資産税については、佐藤委員と土居委員が言われた意見に全面的に賛成です。

固定資産税でかねがね質問したかったことが一点あるのですが、新築住宅の減額措置はなぜ今も行われているのでしょうか。

○中里会長

事務局、お願いします。

○村手自治税務局固定資産税課長

国土交通省などからの強い要望を受けて、住宅の供給を支援するという住宅政策の考え方から設けられているもので、2年ごとに要望を受けて延長を繰り返してきています。平成26年度においても2年間延長しています。消費税率の上げもありますし、様々な社会的な情勢を受けて、延長させていただいたところです。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

今の新築住宅に対する固定資産税の減免ですが、これからは住宅の中古市場を活性化しなければいけないときなので、逆にバランスを欠くと思います。かといって中古市場まで減免するわけにいかないのです、そこはそろえることが必要だと思います。これはコメントです。

それから、高田委員からもあったように、全体の流れとしては、貯蓄から投資へというリスクテイクをどう促すかという議論があるので、金融所得課税の税率を上げるとしても、本来は利子所得も含めた損益通算の拡大は前提としてあってしかるべきだと思いますし、NISAのような考え方もあってよいと思います。要するに、これからの、特に勤労世帯などの新しい少額の貯蓄については、運用利回りは非課税措置といったことを考える必要もあると思います。経済学的な用語で言えば、既存の貯蓄と新規の貯蓄は扱いが違うので、新規の貯蓄の活性化というか、投資の促進という点では、NISAのような形での配慮があってしかるべきだと思います。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

特に地方税について、義務として納める部分と、それに対する行政サービスとの関わりがもっと見える形になると、納得しやすいのではないかと思います。例えば、固定資産税のようにはっきり見えるものはよいのですが、キャピタルゲインや、先ほどの、いつの間にか給与所得控除がされているという話など、メディアも情報技術も発達して、マイナンバー制度、マイポータルなどが導入されるのですから、もう少し見える形の工夫が必要だと思います。

それと、税源と使い方とのバランスについて、例えば、小さな一例ですが、義務教育の学校の教員の給料は、義務教育とは基本的に小中学校を中心とした市町村立ですが、これは国と都道府県が出しています。市町村は全く出していません。巨大な政令指定都市でも、採用・懲戒等の権限は独占しながら歳出はしない。そうすると、責任の所在と財源が違っているのですから、これではいじめ、暴力等の問題はなくならないでしょう。この問題はようやく是正に向かいましたが、多くの場面で納税と行政サービスとの統一性というか、対応性が見えにくい。その辺りを少し改善していただくと、一般の国民がタックスペイヤーの意識を持って議論できる土壌ができるのではないかと思います。

○中里会長

田近委員、どうぞ。

○田近委員

一部繰り返しになりますが、高田委員の御意見に続いて申し上げます。この法人課税の話は、非常に厳しい財政状況にある中で、法人税を引き下げて経済を活性化して、できれば海外からも投資に来てほしいというコンテキストで議論しているので、個人サイドで受け取る配当、キャピタルゲイン課税をどうするかは、法人課税の議論の要の一つだと思います。一方、企業の内部留保があふれているのであれば、一つの方法は配当に回す余力があるところで、厳しい財政状況、それから、内部留保のことを考えて、この資本所得課税をどう適正化するかを議論することは、極めて重要な問題だと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

給与所得控除ですが、財務省の資料14ページに、趣旨のようなことがいろいろ書いてありますが、本当は、1985年、昭和60年に最高裁大法廷判決のサラリーマン税金訴訟というのがあって、最高裁は基本的に、給与所得控除の性質は経費の概算控除であると考えました。ですから、経費の概算控除は否定できないので、その部分を計算するのであれば、経費は合計所得金額の前の段階で引かないと、やはり筋が通らないだろうと思います。他の所得種類との関係で、いわゆる勤労性所得は事業所得でも出てきますから、そういった人たちについても、勤労の部分についての担税力を反映すべきということで、スタンダード・ディダクションのような制度を日本でも入れてはどうか。それは当然、所得控除になるかもしれませんが、そのような意味では土居委員が言われたことは非常によく分かるのですが、給与所得者にも必要経費が存在し得ることは認められていることなので、そこは誤解しないようにお願いします。

それから、法人成りの問題ですが、先ほどから配当所得やキャピタルゲイン課税の問題は田近委員がおっしゃっています。もう一つは、利益であるものを給与に関して

抜いてくることが大きな問題で、それが昔の法人税法の第35条という、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入という規定が一度導入されて、様々なことで廃止された歴史もあって、こういったことで、二重課税がかかっていない部分で利益を抜いてくる現象についても十分考えておく必要があると思います。

○中里会長

土居委員、どうぞ。

○土居委員

岡村委員が言われたことは私も十分踏まえていて、つまり、私が二点申し上げた中の一点目は、実額控除に近いものにすることです。ですから、できるだけ概算にしても実態と乖離するところは縮小していく。ただ、縮小して給与所得者が増税になってしまうのを和らげるために、実額を超えて給与所得控除で認めている部分を、所得控除に少し移行させて、概算控除という概念とは切り離れたところで、どの程度の控除を給与所得者に対して与えるのが良いか考える。そういった二段構えの議論にした方が、今の給与所得控除のまま、その額をどうするかという話をして、たちまち増税を画策するなどといった批判になることをできるだけやわらげたいと思ったのです。

○中里会長

ありがとうございます。

最後に、これは法律家として仲裁の労をとりたいと思いますが、吉川(洋)委員と大田委員の間に意見の対立はありましたが、私はどちらも正しいと思います。というのは、先ほどの例ですと、妻の方の300万円を所得として認識する。夫の方の1,000万円はもちろん所得なのですが、そこから大田委員は300万円を引くと考え、吉川(洋)委員は引かないと考えました。これは経費のようなものとして引くか、引かないかの話なので、議論すると、それはいろいろ出てくるとは思いますが、必ずしもどちらが正しいという問題ではない気もしますので、また詰めて、お二人で議論なさってください。よろしくお願いします。どちらも正しいとは法律家がよく使う表現ですが、本当にそう思います。

それでは、ここで質疑応答、意見交換は終了させていただきます。

本日は第1回の基礎小委でしたが、非常に活潑な意見交換ができたと思います。今後の総会での議論を効率的に行っていく上で、とても意義のある議論だったと思います。次回以降もぜひ活潑な御議論を賜ればと思います。

次回の第2回は、5月20日火曜日の10時から開催したいと考えています。次回は、16日に法人課税DGで議論の取りまとめを行う予定となっていることを受けて、この基礎小委で法人課税以外の他税目も含めた法人課税改革の取りまとめの議論を行いたいと思います。

正式な案内については、事務方から連絡させていただきます。

本日はこれで終了いたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。